

3. 製造販売後調査申請手続きの手順

当院において製造販売後調査（使用成績調査、特定使用成績調査、使用成績比較調査、副作用報告）を実施される場合には、担当医師の了解を得た後、当院の申請様式を当院ホームページの治験センターのページより入手してください。当院では既採用の製品についてのみ調査が行えることとしていますのでご注意ください。但し、市販後臨床試験はこの限りではありません。

副作用報告の場合は、「製造販売後調査」とあるのを「副作用報告」と読み替えるものとします。

<製造販売後調査実施までの流れ>

